

自然公園成立史の観点からみた琉球政府立公園の特徴

A Study of Government of the Ryukyu Island Park from the Viewpoint of Establishment of Natural Park System in Japan

小沢 晴司*

Seiji OZAWA

Abstract: After World War II, Government of the Ryukyu Island (GRI) was established in Okinawa Islands. The Government enacted GRI Parks Law in 1957. Based on the Law, three GRI parks were designated in 1965. Each parks had the character which were recreational element, war memorial, and cemetery park. These characters were able to find out in US National Park System. Before World War II, There was an argument to designate new types of national parks in Japanese government. The images of these parks were as follows; recreational area, national park way, national cemetery, etc. In 1957, Japanese Government enacted Natural Parks Law revising of National Parks Law. At that time, the ideas concerning to new types of national parks were not included in National Parks Law. Therefore it is difficult to find out the characters like GRI Parks Law in Japanese Natural Parks Law. From the viewpoint of relationship between enacting Japanese National Parks Law and enacting GRI Parks Law, it could said that GRI Parks Law had unique character, because of the reason that in GRI Parks Law it could find out the elements of new types of national parks which were discussed in Japanese government before World War II.

Keywords: *Government of the Ryukyu Island, GRI Park, Okinawa Prefecture, National Park, Quasi-National Park, US National Park System*

キーワード: 琉球政府, 琉球政府立公園, 沖縄県, 国立公園, 国定公園, アメリカ国立公園体系

1. はじめに

沖縄では、1945年以降、27年に及ぶ米軍による占領が始まった。占領下の沖縄における住民行政機構としては、8月20日に米軍政府諮問機関としての沖縄諮詢会が組織され、以降、沖縄民政府(1946年4月24日～)、沖縄群島政府(1950年11月24日～)を経て、1952年4月1日に、宮古、八重山、奄美各群島政府をあわせての、全琉球諸島統一の琉球政府が設置された。

政府立公園法は、琉球立法院審議により1957年7月に可決し、同年8月30日立法第56号として決定された。同法に基づき、1965年10月1日に指定されたのが沖縄戦跡、沖縄海岸、与勝海上の3政府立公園である。

このうち、海上石油基地建設のため、復帰直前に指定が解除された与勝海上公園を除く沖縄戦跡、沖縄海岸2政府立公園は、1972年5月15日の沖縄の本土復帰に際し、同年4月25日の閣議決定「沖縄の復帰に伴う環境庁関係政令の適用の特別措置に関する政令」に基づき、国定公園とみなされることになった。

上述沖縄戦跡政府立公園は、本土には例のない戦跡公園であり、霊園公園の性格をあわせ持つ。また、沖縄海岸政府立公園には、琉球政府道1号線沿いの景観と海岸を保護利用する道路公園区域が展開している。与勝海上政府立公園は、レクリエーション地域として選定されている¹⁾。このように、1965年当初指定3政府立公園は、自然の大風景地というより、戦跡、霊苑、道路公園、レクリエーション地域といった、本土における国立公園選定のための主景観要素とは若干異なる景観要素に着目して指定された。

本稿では、琉球政府が指定したこれら政府立公園のユニークな特徴と、同公園のうち指定解除された与勝海上を除く2公園が、沖縄の本土復帰に伴い国定公園とみなされた事実を捉え、この観点から政府立公園法と政府立公園を再評価し、国定公園制度との関係性を見ながら考察する。併せて、戦争により島の景観が激変し、戦後も米軍が占領を続けた沖縄において、その自然と文化を再評価し、激戦地である記憶をもその制度の中に位置づけようと

した政府立公園の今日的意義についても触れる。

国定公園制度史について、小沢は琵琶湖国定公園成立史²⁾や耶馬日田英彦山国定公園成立史³⁾に関する研究をまとめている。沖縄の国定公園関係では、雑誌国立公園1972年6月号に「沖縄の自然公園指定特集」記事が掲載されている⁴⁾⁵⁾⁶⁾。なお、自然公園制度史における琉球政府による政府立公園の評価に関する研究はこれまでなく、政府立公園法と国定公園制度との関係性に注目しての考察事例もない。田村⁷⁾や田中⁸⁾、等による国立公園や自然公園全般に関する著作においても、沖縄の自然公園候補地や琉球政府による政府立公園に関する論考はない。自然公園制度全体の歴史的経緯を概観する自然保護行政のあゆみ⁹⁾には、政府立公園に関し、本土復帰直前に政府立公園に指定された西表公園を主に、他の3公園の政府立公園から本土の自然公園法に移行する経緯が簡単に記述されている。

本研究は、上述のとおり、自然公園制度史における琉球政府立公園の位置づけに関心を向け、政府立公園の意味を考察し、国定公園制度との関係性に注目し、国定公園という景観評価区域を再評価しようとする先行研究事例のない研究となる。研究方法は、政府立公園指定に関する琉球政府行政資料や、政府立公園法審議にかかる琉球立法院会議録、戦後の米軍による沖縄占領に関する関係書籍、環境庁国定公園指定関係資料ほか、関連論文、雑誌、新聞記事等の分析と、現地調査、関係者へのヒアリングによる。

2. 琉球政府

1945年3月26日、沖縄本島西海上慶良間諸島に上陸した米軍は、同島占領とともに住民に対して米海軍軍政府布告(ニミッツ布告)を示す。同布告第1号は、奄美を含む北緯30度以南の南西諸島における日本政府のすべての行政権の停止と軍政開始を宣言するものだった¹⁰⁾。この軍政と、そのもとでの住民による政治機構が、沖縄占領政策実施の基本構造となる。

1946年7月、沖縄軍政はGHQ管轄下に移る。1950年12月、

*長野自然環境事務所

米極東軍司令部は琉球列島米国民政府に関する指令（スキップ指令）を発する。同指令は沖縄住民による立法・行政・司法の自治機関設置等による沖縄統治の基本方針を示すものであったが、それは軍事的必要の許す範囲内においての制約¹¹⁾にあった。米軍が設置した現地統治機関が琉球列島米国民政府（USCAR）であり、最高責任者として極東軍司令官が琉球民政長官に任命された。1957年6月以降は、民政長官の代わりに高等弁務官が設置される。このような米軍による基本的な統治機構のもと、沖縄諮詢会以降の住民による政治組織である各群島政府を統合し、米国民政府布告13号により1952年に設置されたのが琉球政府であり、行政主席がその権限を執行する。

3. 政府立公園法

上述の米国民政府布告13号、及び第68号に基づく沖縄の憲法ともいべき琉球政府章典に関する布告により、1952年に琉球立法院が設置された。立法院は、琉球政府行政機関や司法機関から独立して立法権を行使するとされたが、琉球政府の権限と同様、米国民政府が、その法令規則を拒否し、禁止することができるとの制限下にあった。

1957年6月17日、第10回琉球立法院会議において、当間行政主席は立法院議長に対し、政府立公園法立法勧告を行う。勧告理由の趣旨は次の通りであった¹²⁾。

- ・公園の本質と一般民衆の要望とを具現する政府立公園を設定し、統制ある対策をしなければ、他日支障を来す虞れがある。
- ・永遠に天然又は史蹟の公園として保護開発すべき区域を設定し、優秀なる自然の素質、土地の分布、所有関係を考慮して、選定する必要がある。
- ・政府立公園設定を通じ沖縄独特の風景を広く非琉球人に享用せしめることは、沖縄国情を海外に紹介し、観光事業による国際親善寄与はもとより、外貨獲得にも至大な貢献をなす。

1957年7月16日、照屋経済工務委員長は政府立公園法案発議にあたり次のとおり発議理由を説明する¹³⁾。

- ・沖縄に残された天与の地域、世界平和への憧憬の地でもある戦争跡の保護利用、休日のピクニックや行楽等一般住民の需要への対応から政府立公園設定が急務。
- ・法による公園予定地は沖縄本島4、宮古1、八重山1
- ・本島では南部戦跡を中心とした霊園公園、沖縄中部の史跡や古蹟を主とした普通公園、中部の海を中心とする海上公園、国頭の山を中心とする自然公園、が考えられる。
- ・宮古は普通公園、八重山は全島を自然公園に。

1957年7月29日には、同会議で照屋委員長より法案審査報告がなされる。その際政府立公園法の性格が次のとおり説明された。

- ・政府立公園法は、住民に広く開放して住民多数の福利増進を図り、併せて観光客誘致に寄与することが目的。
- ・観光客誘致、国民保健、文化施設利用や休養のために必要。

琉球立法院の審議を経て成立した政府立公園法は、その第一条に「この立法は、政府立の公園を設定して、琉球の史跡及び代表的景勝地の保護開発を図り、もって住民の保健、休養及び教化並びに一般観光客の誘致に寄与することを目的とする。」と記す。

琉球立法院における議論にも見られるとおり、戦争による荒廃・混乱から復興の途上にある琉球諸島で、島民、観光客を対象とし、行楽施設や景観保護施策がない中、様々なニーズに応えるための法律が求められたと見られる。その際、本土における国立公園法を参考としつつ、琉球独特の文化史跡の保護・観光開発や、過酷な戦争の惨禍を経た戦争跡地を祈念する制度が求められたとみられる（表-1参照）。

4. 政府立公園選定

政府立公園法第2条では、「政府立公園は、行政主席が、政府立公園審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。」と規定する。同法第19条では審議会の構成を定め、同第20条には「(審議会)委員は、広い経験と高い識見を有する者のうちから、行政主席が立法院の同意を得て任命する。」と記される。

1962年12月18日付で行政主席から政府立公園審議会へ、諮問第一号として、政府立公園指定にあたっての候補地に関する諮問がなされる¹⁴⁾。候補地は、末吉公園、大里公園、今帰仁城址、中城公園があげられた。候補地選定理由として、政府立公園法自体は本土の国立公園法に準じて制定されているが、狭隘な沖縄では本土並みの国立公園指定は望めないことから、住民の憩いの場として利用されているところを指定し、公園整備をはかることが適当として、規模を都道府県立公園に準じ上記4候補地を選定したと記される。

1963年1月28日、第1回政府立公園審議会が開催される。互選により地理学者である赤嶺康成琉球大学教授が審議会議長に選出され、会長職務代行者は林学者である大山保表琉球大学教授が選定された。会議議題は政府立公園指定であり、政府立公園選定要領案が議論され、景観要件として史跡を含めることが指摘された。

同年6月14日第3回審議会においても選定要領が議論された。景観要件に、「文化(特に史跡を含む)景観」を加えることが了解された。各委員から候補地が提案され、議論の結果以下の6カ所に整理された。

- ・北部山林
- ・塩屋、羽地内海
- ・名護恩納海岸
- ・与勝海上
- ・西表島仲間川沿岸
- ・南部戦跡

同年8月16日第4回審議会では、候補地についての議論のほか、政府立公園と本土の自然公園との相違についての照会もなされる。事務局より政府立公園は、本土における県立公園に対比されるのではなく、国立公園としての性格をもつものと説明される。当初諮問段階の小規模な都市公園的候補地からの変容が見られる。

翌1964年9月30日、同年第1回政府立公園審議会が開催された。議論の中で、候補地区域は史跡を含め考えていくことが妥当

表-1 琉球政府立公園の設置目的と候補地の変遷

年月	会議等	政府立公園の設置目的	候補地
1957年7月	立法院照屋委員長法案発議	沖縄に残された天与の地域、平和祈念の戦争跡の保護利用、一般住民の行楽需要対応	南部戦跡、中部史跡・古蹟等、中部海上、国頭(自然)、宮古、八重山(自然)
1962年12月	行政主席より審議会諮問	法律は国立公園法に準ずるが、狭隘な沖縄での指定は困難であり、住民憩いの場を整備	末吉公園、大里公園、今帰仁城址、中城城址(都市公園規模)
1963年1月	63年度第1回審議会	選定要領を議論。景観要素として史跡を含む	—
1963年6月	63年度第3回審議会	景観要素に文化(史跡)景観を含める	北部山林、塩屋・羽地内海、名護恩納海岸、与勝海上、西表島仲間川沿岸、南部戦跡
1963年8月	63年度第4回審議会	県立公園規模ではなく国立公園としての性格(事務局説明)	—
1964年9月	64年度第1回審議会	候補地には史跡を含み、軍用地は含めず	南部戦跡に首里軍司令部壕や嘉数高台も検討
1965年5月	行政主席への審議会答申	琉球の優れた自然と史跡景観を対象。観光や住民の保養に寄与。軍用地は含めず	南部戦跡(平和)、西海岸(亜熱帯海域美の利用保護)、与勝海域(住民レクリエーション)
1965年10月	沖縄海岸、沖縄戦跡、与勝海上の3政府立公園指定		

であると示唆される。候補地区域内にある軍用地は区域に含めない方針としつつ優れた景観地域については事前の折衝調整を行う考えであることが事務局より説明される。南部戦跡公園候補地については、首里の軍司令部壕や嘉数高台等広い観点で区域を検討することや、一般区域を広範に指定し、霊園地や史跡等を特別地域とすべき、との計画方針も議論される。同審議会では審議会委員の現地踏査も議題に掲げられた。

5. 政府立公園指定

審議会での政府立公園選定要領、候補地等に関する議論や、現地踏査を経て、1962年12月18日付諮問第1号に対する政府立公園審議会答申が、1965年5月24日付で行政主席に提出される。

回答申まえがきに、「人間は、自然を資源として生活の文化を築いていく一方、純粋な自然の中に身体の慰楽を切実に求めていく。自然に帰る心は動物としての本能であるばかりでなく、文化人としての郷愁でもある。ここに文化的施設としての自然公園の生まれるべき必然的な原因があり、高度な文明社会の必要不可欠な施設となってきたのである。(中略)琉球においても、ここ2、3年来文化経済の進展に伴ってリクレーションを目的とする住民旅行が盛んになり、(中略)この好ましい傾向を助長するためにも保健、休養、教化の場としての公園設定は、住民福祉につながるものとして焦眉の急務と云わねばならない。」と記される¹⁵⁾。

回答申は、冒頭で公園選定に関する方針を次のとおり列記している。

(候補地選定方針)

- ①琉球における優れた自然景勝地および史跡景観地
- ②観光事業に大いに寄与し観光魅力に富んだ地域
- ③琉球住民及び琉球在住米国民等の保健、休養、教化に寄与
- ④軍事施設地、演習地等米軍関係地は除外

(具体的選定方針)

- ①日本国民に極めて強い感銘を与える南部戦跡を選定。戦争の悲惨さを国民に体得させ平和の尊さを認識させると共に祖国のために散華された日米人の霊を慰める
- ②日本本土で容易に見ることの出来ない亜熱帯海域の海の美しさを保護しその利用を考慮する。このため本島西海岸一帯を選定
- ③琉球住民のリクレーション(海上遊覧、魚釣等)の場として与勝半島海域に点在する離島を含めた海域を選定

この方針に基づき、1965年10月1日、沖縄戦跡公園、沖縄海岸公園、与勝海上公園の3公園が指定される。

6. 国立公園法改正と自然公園法制定

琉球立法院が政府立公園法を制定した1957年、日本本土では、従来の国立公園法が廃され自然公園法が制定される。太平洋戦争直前の頃、日本本土の国立公園専門家の中では、アメリカにおける1930年代の国立公園体系拡充への注目があつた。アメリカでは1930年代、従来の国立公園以外に、国立道路公園、国立レクリエーション地域、国立海岸といった、レクリエーション型の公園区分が加わる。この動きに注目した田村剛や池ノ上容は、日本における国立道路公園の展開の可能性について論じている¹⁶⁾¹⁷⁾。

戦後の日本の国立公園施策を方向づけるリッチー覚書(1948)の中にも、国立道路公園やレクリエーション地域等の日本の国立公園体系拡充を予定するような提案が記されている。リッチーは国内調査期間中、田村剛と熱心に国立公園行政の展開に関する懇談をしている¹⁸⁾。リッチー覚書作成後まもなく、国立公園法が改正され、国立公園に準ずる区域の指定に関する規定が加えられる。田村剛は、この準ずる区域を国定公園と呼称することについて、1950年7月5日第4回国立公園審議会での趣旨を述べる。

1. 国定公園とは曖昧な用語。2. 国定公園は国立公園の選に漏れた一種の救済策のように覚える。3. 国が管理経営する公園の種類は準国立公園のほかアメリカなどの制度で道路公園、史跡公園、国民広場などがある。4. そのようなものを今後厚生省国立公園部の行政範囲に織り込むことも当然考えていくべき¹⁹⁾。

このような経緯を踏まえ、1957年に国立公園法は廃止され自然公園法が制定される。しかし、同年に成立した自然公園法には、田村剛が唱え、リッチー覚書にも盛り込まれたレクリエーション型等の新しいタイプの公園指定のための規定は加えられない。

7. 沖縄復帰に伴う政府立公園の取り扱い

戦後の米軍による沖縄占領は、様々な問題を沖縄島民に対し与え続けていた。政府立公園法成立後、3公園指定までの間の1962年2月、琉球立法院は沖縄の本土復帰決議を満場一致で採択する。1969年11月、佐藤総理とニクソン大統領会談により1972年の返還が合意される。1970年3月閣議決定「沖縄復帰対策の基本方針」に沿って、同年11月第一次対策要綱が閣議決定される。同要綱の自然公園分野で、「沖縄の貴重な景観を保護し、利用するため、自然公園体系の整備を行う。このため、現在の琉球政府立公園ならびに西表島およびその周辺海域について早急に公園区域、公園計画を検討し、必要な地域については、国立公園または国定公園として指定のうえ、公園利用施設を整備する。」ことが決定される。この国立公園の体系整備に関しては、1971年6月15日に厚生大臣より自然環境保全審議会に諮問され、同年11月の自然環境保全審議会答申において、小笠原、利尻礼文、足摺3地域の新規国立公園指定、裏摩周、会津駒ヶ岳、南島海岸、東紀州海岸の既国立公園への編入とともに、沖縄地域について「なお沖縄にも例えば西表地域(八重山海域を含む)のように国立公園として十分評価し得るものがあるので、本土復帰後、自然保護の対策に空白が生じないように、措置されることを希望する。」ことが示される。上述諮問直後の7月5日付で、屋良朝苗琉球政府行政主席より、沖縄海岸政府立公園並びに沖縄戦跡政府立公園の国定公園指定について(要請)が大石武一環境庁長官当りに提出される。同文書は「沖縄において現在施行されている政府立公園法は、旧国立公園法を骨子として制定されたものであり、自然の風景地を保護し、住民の保健、休養、教化に寄与することを目的としたことについては基本的に現行自然公園法と一体をなすものであります。その風景地の規模は日本の国立公園及び国定公園と若干の差はありますが、いずれも自然公園として同一の性格と目的を有する公園であり亜熱帯特有の植物景観並びにサンゴや熱帯魚等の海中景観は学術研究並びに観光資源としても高い価値を有するので、政府立公園法により指定した沖縄海岸政府立公園並びに沖縄戦跡政府立公園を復帰の際、国定公園に指定して下さるよう要請します。」と記す。

一方、与勝海上公園は、沖縄長期経済開発計画に基づく大規模石油関連会社の工業地域造成計画が進行していたことから、1972年4月18日付で指定が解除される。先の自然環境保全審議会答申で保護を図ることが示唆された西表地域は、同日付けで政府立公園に指定される。その約1ヶ月後の1972年5月12日、米民政府が解散し、翌13日に琉球政府閉庁式が行われた。15日の沖縄本土復帰により沖縄県がスタートし、沖縄海岸、戦跡両政府立公園は国定公園に、西表政府立公園は国立公園となった。

8. まとめ

戦争直前の頃、田村剛等は、日本の国立公園体系の一つの展開の姿として、1930年代のアメリカ国立公園体系の拡充を参考として捉えていた。1949年の国立公園法改正により、準国立公園指定に関する規定が加えられたが、1957年の自然公園法制定により、

表-2 琉球政府立公園と国定公園等他制度による指定地域の比較

政府立公園 (政府立公園法) 1957年	準国立公園 (改正国立公園法) 1949年	国定公園 (自然公園法) 1957年	アメリカにおける国立公園体系 1930年代
琉球の史跡及び代表的景勝地の保護開発を図り、住民の保健、休養及び教化並びに一般観光客の誘致に寄与。 (1957年政府立公園法) 南部戦跡指定による慰霊。亜熱帯海域美の保護と利用。住民の海上遊覧や釣魚等レクリエーションの場を選定 (1965年政府立公園審議会答申)	自然要素の特異性や文化要素が豊富であって、国立公園に準ずる傑出した自然風景地であるか、又は利用効果大の地域 (1949年準ずる区域の選定標準)	面積約1万ha以上、うち原則1千ha以上の原始的景観核心地域を有し生態系良好な地域 利用の利便を考慮して全国的に配置の適正を図る。 (1952年選定要領(1971年改正))	従来の国立公園の他、他制度による既指定国立霊園、国立戦跡を含め、国立海岸、国立道路公園、国立レクリエーション地域といった保養区域整備等を含む拡充が進む。 (1936年アメリカにおける公園、道路公園、及びレクリエーション地域計画調査実施法等)

同法では、景観区域の規模や質を基本として、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を指定する形の整理がなされ、かつて構想された国立公園体系の拡充方向は見えにくくなった。

一方で、自然公園法制定と同年の1957年、当時米軍占領下にあった沖縄で、琉球政府による政府立公園法が制定された。同法に基づき1965年に指定された沖縄戦跡、沖縄海岸、与勝海上各政府立公園は、それぞれ戦跡公園、霊園公園、道路公園、レクリエーション公園の性格をもち、田村等が本土で構想しながら実現し得なかった1930年代アメリカ国立公園体系拡充に見られる多様な種類の公園に類例する(表-2参照)。

この点で、戦後の琉球諸島に成立した政府立公園は、戦後の日本の国立公園のあり方として田村等当時の国立公園専門家が構想した拡充された国立公園体系の姿を実現したユニークな公園であり、これらの公園を規定した政府立公園法は、自然公園法がそぎおとさざるを得なかったタイプの公園指定をも許容するものとして評価することができる。

さらに、政府立公園法に基づき1965年当初に指定された3政府立公園のうち、工業開発のために解除された与勝海上を除く2公園が、沖縄の本土復帰後に国定公園として見なされることになったとの事実は、政府立公園制度によって評価される多様な地域をも同国定公園制度が包含しうることを示す。

以上のとおり、日本の自然公園史の展開の中で、琉球政府による政府立公園はユニークなものであることが明らかとなった。政府立公園法により最初に指定された2公園が、沖縄の日本復帰に伴い国定公園として見なされるとの整理がなされたことで、国定公園という保護区指定区分が内包する可能性—公園制度の拡充・展開に様々なヒントを与える—も見出すことができると考える。

1965年5月24日政府立公園審議会答申のまえがきに記された「(政府立公園指定による)保健、休養、教化の場としての公園設定は、住民福祉につながるものとして焦眉の急務と云わねばならない。」との表現は、何より戦禍により生じた困難が続いた占領下にある琉球島民への、慰安の場としての政府立公園建設の必要性を示したのに見える。しかし、戦後の沖縄島民に与え続けられた困難の歴史の中で、政府立公園の意義に関する考察は、戦後の米軍占領下で沖縄が歩まねばならなかった歴史を踏まえて取り組まねばならないものであり、本稿においては取り扱うことはできなかった。また、1965年指定3政府立公園に見られるレクリエーション公園、霊園公園、戦跡公園といった性格が、1930年代に拡充されたアメリカの国立公園体系の中に包含された種類の公園と類似するものだったとしても、それが偶然類似したものとなったのか、明らかにアメリカの国立公園体系の拡充に関わる専門家と、琉球政府において政府立公園法制定につながる議論を行った琉球政府等関係者との間に、何らかのつながりがあるのか、という点に関する情報を見いだすことはできなかった。これらに関する研究は今後の検討課題としたい。

9. おわりに

琉球政府において、沖縄海岸公園や沖縄戦跡公園の計画に携わ

った技術者瑞慶覧長弘氏は、戦跡公園について、爆撃により変貌した大地への祈りをこめ、沖縄戦で多くの県民等が犠牲となった南部地域を鎮魂の空間として計画しようとしたと語る。平和祈念堂におかれる像も、当初、観世音菩薩がイメージされた²⁰⁾。琉球政府による政府立公園は、国立戦跡や国立霊園を含むアメリカ国立公園体系にも類例し、その中でも沖縄戦跡公園は、独特の計画思想により、本土のいずれにも見られない性格の公園といえる。慰霊と鎮魂の場としての戦跡公園をも創設した政府立公園の今日的意義を問うことは、2011年3月大震災以降、環境が激変した東北地方の一部を含む国土空間の明日を考えるに際しても、多くの示唆を与える可能性があると考えられる。

謝辞：本研究に際し御協力下さいました沖縄文化環境研究所瑞慶覧長弘所長、琉球大学名誉教授篠原武夫先生、沖縄県自然保護課富永千尋課長はじめ同課職員各位、沖縄県公文書館、沖縄県立図書館、旧海軍司令部壕事業所平敷春春所長、財団法人自然公園財団、財団法人国立公園協会、滋賀県立大学石田万貴司書、同大学環境共生システム研究センター、京大大学生態学研究センター、奥田直久氏、佐々木真二郎氏、清野麻里子氏ほか環境省職員各位、植田明浩氏、阪口法明氏ほか那覇自然環境事務所職員各位、水野隆夫氏ほか関係各位に、心からの感謝を捧げます。

補注及び引用文献

- 1) 政府立公園審議会(1965)：諮問第1号に関する答申書：政府立公園審議会
- 2) 小沢晴司(2012)：琵琶湖国定公園の成立と内湖干拓との関係性に関する考察：ランドスケープ研究オンライン論文集Vol.5, 5-16
- 3) 小沢晴司(2012)：耶馬日田英彦山国定公園成立と国立道路公園構想について：ランドスケープ研究75(5), 395-398
- 4) 土屋徳之助(1972)：沖縄の自然公園：国立公園No271, 3-4
- 5) 杉尾伸太郎(1972)：西表国立公園の概要：国立公園No271, 4-6
- 6) 島田直幸(1972)：沖縄海岸・戦跡国定公園の概要：国立公園No271, 6-8
- 7) 田村剛(1952)：日本の国立公園：国立公園協会
- 8) 田中正大(1981)：日本の自然公園：相模書房
- 9) 環境庁(1981)：自然保護行政のあゆみ：環境庁
- 10) 金城正篤ほか(2005)：沖縄県の百年：山川出版, 236
- 11) 前掲書10), 245
- 12) 第十回議会(定例)琉球立法院会議録第十七号 公報号外(1957), 行政主席官房文書課
- 13) 第十回議会(定例)琉球立法院会議録第二十六号 公報号外(1958), 行政主席官房文書課
- 14) 政府立公園審議会(1963)：議事録：政府立公園審議会
- 15) 前掲書1)
- 16) 田村剛(1942)：国土計画と休養地：国立公園 昭和17年三・四月号, 17
- 17) 池ノ上容(1950)：国立道路公園：国立公園No11, 29-32
- 18) 石神甲子郎(1970)：ポパム大尉とリッチー覚書：国立公園No253, 27-28
- 19) 前掲書3)
- 20) 2012年1月沖縄文化環境研究所瑞慶覧所長へのヒアリングによる。